

岩手県収用委員会事務局事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年9月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県収用委員会事務局事務処理規程の一部を改正する訓令

岩手県収用委員会事務局事務処理規程（平成18年岩手県訓令第30号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(公印)</p> <p>第4条 [略]</p> <p><u>(行政文書の管理等)</u></p> <p>第5条 <u>行政文書の管理は行政文書管理規程（平成11年岩手県訓令第5号）の、公文の例式は公文例式規程（昭和40年岩手県訓令第6号）の、公印の保管及び使用は公印規程（昭和30年岩手県訓令第33号）の、職員の服務は知事の事務部局の職員の例による。</u></p>	<p>(公印)</p> <p>第4条 [略]</p> <p><u>2 公印の保管及び使用は、公印規程（昭和30年岩手県訓令第33号）の例による。</u></p> <p><u>(職員の服務)</u></p> <p>第5条 職員の服務は、<u>知事の事務部局の職員の例による。</u></p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この訓令は、令和4年10月1日から施行する。